

### 3 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和4年3月23日 午後2時00分

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和4年3月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の署名委員の指名を行います。 小崎委員と和泉委員、よろしくお願いいたします。</p> <p><b>【 非公開の手続 】</b></p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、報告事項5については、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
全 委 員	承認
教 育 長	<p>それでは議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、報告事項5については非公開で審議することといたします。</p> <p><b>【議 案】</b></p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。 議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号山口県教育委員会表彰規則による表彰について、ご説明いたします。表紙の右上に資料①とあります資料の、2ページを御覧ください。3月11日に岩国市立由宇小学校の清水照枝教諭がご逝去されました。これに伴いまして、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、岩国市教育委員会から教育功労者表彰の内申がございました。死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。急な退職に対応し、これまでのご功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、3月11日付けで清水照枝教諭を表彰いたしましたので、ご報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
教 育 長	議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認

教 育 長	<p>議案第 1 号を承認いたします。</p> <p>つづいて、議案第 2 号から議案第 1 3 号までについて、まとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第 2 号から議案第 1 3 号までについて、説明します。資料①の 5 7 ページをご覧ください。</p> <p>1 の改正の理由についてです。これらの議案につきましては、令和 4 年 4 月 1 日付けで、組織改編をすることに伴う所要の改正及び、スクールソーシャルワーカーの新設に伴う所要の改正及び、県立学校に栄養教諭を配置することに伴う所要の改正です。</p> <p>次に、2 の改正する規則、訓令についてです。改正する規則、訓令は表にあります、議案番号の第 2 号から第 1 3 号までとなります。</p> <p>次に、3 の主な改正理由についてです。議案第 2 号から 1 3 号までにつきましては、2 月の教育委員会会議でも御報告させていただきました、文化財保護事務の知事部局への移管に関すること、地域連携教育推進室を室から課へ改組すること及び、学校運営・施設整備室の新設に伴う所要の改正を行うものです。また、議案第 9 号につきましては、スクールソーシャルワーカーの採用に伴う所要の改正を含みます。また、議案第 1 0 号につきましては、県立学校に栄養教諭を配置することに伴い、必要となる被服等を貸与するための所要の改正を含みます。なお、施行日は令和 4 年 4 月 1 日を予定しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第 2 号から議案第 1 3 号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>質問というか、ここを受ける栄養教諭さんがどういう方なのかを教えてください。</p>
学校安全・体育課長	<p>今、県立学校で栄養教諭が配置されている学校は、特別支援学校と下関中等教育学校です。普段の給食を作るのもあってそれ以外に食育の関係で学年の担任と連携を取りながら生徒たちに栄養の大切さやバランスのとれた食事をするなどについて授業をしたり、いろんな形で情報を提供したりしてみるようなことを考えております。</p>
佐 野 委 員	<p>山口県のお子さん達は中学校まで成長や体格の発育に課題を感じる場所があるのでしっかり良い教育ができればなと思います。</p>
教 育 長	<p>議案第 2 号から議案第 1 3 号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第 2 号から議案第 1 3 号を承認いたします。</p> <p>つづいて議案第 1 8 号と議案第 1 9 号について、まとめて教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第 1 8 号と第 1 9 号の規則及び訓令の一部改正について、一括して御説明いたします。7 4 ページの参考資料をお開きください。</p> <p>まず、議案第 1 8 号 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一</p>

	<p>部を改正する規則の制定についてです。改正内容については参考資料の「1 改正の理由」、「2 概要」に、それぞれ(1)～(5)としてお示ししております。</p> <p>(1)は、栄養教諭の配置に伴う改正です。学校に置くことができる職員に栄養教諭を加え、生徒又は児童の栄養の指導及び管理をつかさどるという栄養教諭の職務について定めるものです。</p> <p>(2)、(3)、(4)につきましては、今年度末をもって在籍者がいなくなる、光丘高校及び下関西高校定時制課程、下関工科高校定時制課程、並びに、田布施総合支援学校高等部産業科及び下関総合支援学校高等部産業科の廃止に伴う所要の改正を行うものです。</p> <p>(5)につきましては、令和4年度から新しい高等学校学習指導要領が実施されることに伴い、総合的な探究の時間が全面実施となるため、教育課程に係る諸様式から、総合的な学習の時間を削除するものです。この規則の施行期日につきましては、令和4年4月1日といたします。次に、議案第19号山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてです。78ページの参考資料をお開きください。栄養教諭の配置に伴い、山口県教育委員会が任命する県立学校の職員の服務について必要な事項を定める同規程が適用される職員に、栄養教諭を加えるものです。この訓令の施行期日につきましても、令和4年4月1日といたします。以上、御審議のほど、よろしく願います。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から議案第18号と議案第19号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>
教 育 長	<p>議案第18号と議案第19号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第18号と議案第19号を承認いたします。 つづいて議案第20号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>議案第20号「第3期県立高校将来構想の策定について」御説明いたします。別冊資料として「第3期県立高校将来構想(案)」がございますが、お手元の資料80ページ「概要」をもとに、この構想のポイントを御説明させていただきます。</p> <p>まず、第1章では、「策定の趣旨」と「構想の期間」を示しています。</p> <p>第2章では、教育を巡る国の動きや山口県の現状、さらには県立高校の現状と課題についてまとめています。</p> <p>第3章では、1の「(2)学校づくりの方向性」の、枠の中にある3点の方向で学校づくりを全県的に推進していくことを示しています。2の「教育活動の充実」では、9つの項目を立てて、今後の主な取組等を示しています。また、82ページ3の「教育環境の充実」では、5つの項目を立てて、今後の主な取組等を示しています。</p> <p>続いて、第4章です。1の「特色ある学校づくり」では、(1)で「基本的な考え方」を示しています。(2)の「全日制課程の方向</p>

	<p>性」についてですが、【普通科系の学科】では、探究科の拡充や、普通科の改革についての検討などについて示しています。【専門学科】では、地域・社会などと連携・協働した実践的・体験的な教育活動等を充実することとし、学科ごとに特色づくりの方向性を示しています。83ページ【総合学科】では、より活力ある教育活動の展開に向けた学科の在り方について検討することなどを示しています。また、(4)の「中高一貫教育の推進」では、進学指導に重点を置いた中高一貫教育校の配置を検討することとしています。次に、2の「学校・学科の再編整備」については、高校教育の質の確保・向上を図るために、一定の学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であるとし、望ましい学校規模を1学年4～8学級としました。</p> <p>84ページ(3)の「再編整備の進め方」のアでは、「全日制課程」における【再編整備の基本方針】を4点示しています。次に、【再編整備の方向性】では、現在及び15年後の中学校卒業見込者数などをもとに、15年後の地域ごとの学科別学級数を想定したものを表で示しています。</p> <p>最後に第5章「将来構想の推進について」です。各学校の特色化・魅力化を一層推進するため、「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」を設定することを示しています。また、「将来構想」を具体的に推進するに当たりましては、5年単位の実施計画を策定し、全県的な視点に立って、年次的・計画的に取り組むこととしています。</p> <p>この内容で「第3期県立高校将来構想」を策定したいと考えていますが、御審議をお願いします。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から議案第20号について説明がありました が、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>今回、前倒しでこの構想案を練られておられたのですけれども、各界の知見、意見も取り入れて良い内容になっているかなと思います。データの内容とかキーワードとかそういったところを盛り込んでいるので、読むことで現在の状況をよく理解できると思うのですが、これは、公立高校の関係者の方なら理解すると思いますが、どの辺りまでの方が見て把握されるのですか。</p>
高校教育課長	<p>今回案が通りまして策定することになりましたらまず、これを製本して小中高それから私立の中高、特別支援も含めて県内全ての学校に送ることとします。またこれを簡易にまとめたリーフレットも作成します。県立の管理職が集まるような研修の場であったり、中学校の管理職の方々が集まる場などでリーフレットを活用して、第3期県立高校将来構想の内容を周知していくとなります。高校教育課のホームページにも原本をそのまま載せることで、一般の方々にも見られるようにします。</p>
佐 野 委 員	<p>いろんな考えの方が居られるので、思うところは違うと思いますが、見られたら考えは違うところはありますので、多くの関係者の方に読まれると良いなと思いました。</p>
穎 原 委 員	<p>その中に色々な課題が挙げられているのですが、その中で気になるところが「修学支援の充実」についてです。通学時間の長さなどの学</p>

教育政策課長	<p>校通学の問題について、インターネットを使って学習に充てるなど、どうしてもへき地の地域で学校が無くなると活気が薄くなるという難しい問題があると思われるが、生徒さんと地域が関わるようなコミュニティ・スクールとかそういった取組をして頂けたらなと思います。</p> <p>修学支援につきましては奨学金を支給する制度があります。JR等の交通機関については、利便性の向上であるとか、スペースの確保であるとか、様々な要望も行っているところではございますが、計画案作成にあたり、修学支援という要望も多く出ております。来年度、実施計画を作っていく段階で、検討していきたいと考えています。また、廃校となる学校につきましては、現在も増えてきています。これらについての利活用も、地元の市町と連携しながら進めていきたいと思います。</p>
和泉委員	<p>バランスのとれた素晴らしい構想案だと思います。今のお話にも関係するのですが、15年後を見越して計画をしているのですが、15年後にぱっと変わるのではないかと思うのですが、その辺の見通しやスケジュール案というところはどうなっていますでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>この将来構想に基づいて特色のある学校づくりや学校学科の再編整備などを今後とも進めていくこととなっております。具体的に何をしていくかという5年毎の実施計画を作っていくと思っておりますので、最初の5年分何をするかというのは早い時期に考えていくこととなります。後期の5年間については今後改めてお示しすることができたらと考えております。前期と後期に分けて、年次的に、計画的にやっていくと思っております。</p>
和泉委員	<p>丁寧に計画と各地域との協力を進めて頂いて、スムーズな計画ができますようよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>議案第20号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全委員	<p>承認</p>
教育長	<p>議案第20号を承認いたします。</p>
教育政策課長	<p><b>【報告事項】</b>      続いて、報告事項に入ります。      報告事項1について、教育政策課から説明をお願いします。</p> <p>報告事項1「山口県立学校施設長寿命化計画」の一部改訂についてご説明いたします。資料の87ページをご覧ください。</p> <p>「1 背景」についてですが、本計画の上位計画に位置付けられる「山口県公共施設等マネジメント基本方針」これは、県有公共施設全てを総合的・計画的に管理する計画ですが、これが令和4年3月に改訂され、「ユニバーサルデザイン化」と「環境への配慮」といった社会的要請に応える取組方針が追加されることとなりました。</p> <p>2、これを受けての「対応」ですが、上位計画であるマネジメント基本方針との整合性を図るため、学校施設長寿命化計画の一部を改訂</p>

	<p>し、その「整備方針」に、資料に記載のとおり、「ユニバーサルデザイン化」と「環境への配慮」に係る新たな方針を追加するものです。</p> <p>「3 今後の予定」ですが、マネジメント基本方針と同様に、令和4年3月付けで改訂し、本会議終了後、県教委のホームページに掲載し公表することとしています。報告事項1は以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>この計画が作られた時から心配というか思っていたことがあります。今まで日本はスクラップアンドビルドでやってきたので、新築を作る場合は業者さんもノウハウを持っていて知識があるのですが、整備や改修とかになるとあまり得意でない業者さんが比較的多いのではないかと思います。実際にこの計画を進められて順調に現場の業者さんもできているのが心配しておりますがいかがですか。</p>
教育政策課長	<p>地元の業者なりが参加していただいていますし、立派なプロポーザルでありますし、提案をいただいております。</p>
教 育 長	<p>今使ってるところを改修する訳では無いからまだいいけど、使いながら改修していくのはやっぱり厳しいですね。</p>
佐 野 委 員	<p>利用しながらというのもあるのと、既存のものの改修で一からではないから、現状がどんな感じが把握してからとなると、なかなか計画を立てにくいと思われます。業者さんや民間も慣れてないので上手くご指導していただいたり、コントロールいただけたらなと思われます。</p>
教 育 長	<p>耐震化を大体進めてますから、その時にある程度校舎の状況など、業者も分かっていますし、どういう形で進めるのが良いかも分かっているのではないかと思います。</p>
教育政策課長	<p>県内の建物についていうと、28年度までに耐震化を行ってきた中で、校舎の劣化状況等、状況も把握しておりますし、来年度から外壁等の改修工事も行っております。</p>
佐 野 委 員	<p>長寿命化の中で改修がそういったものが主になっているのでしょうけれども、ダメになって、建て替えになったときに、今回の考え方、ユニバーサルデザイン化とか環境への配慮といったものがあるが、メンテナンスしやすいとか、そういった考え方を入れ込んだ計画を立てていけたらいいと思いますが、そういう考え方はお持ちですか。</p>
教育政策課長	<p>改修するに当たって、例えば来年度の事業になりますと、岩国高校については、特別教室棟など、長寿命化が難しいという判断の中で、来年度から改築の検討をスタートするというものもあります。先ほどありましたように、劣化状況を調べた上で、トータルコストを踏まえたうえで検討していきたいと考えています。</p>
佐 野 委 員	<p>そういったスケルトンインフィルみたいな形を、コストとバランスをよく考えて頂けたらなと思われます。</p>

木 阪 委 員	この指針の方針の中に避難所とか災害とか再生可能エネルギーとか入ってきましたが、これらの項目に例えば蓄電機能を備えているものがあるのかどうか、今後起こりうる災害に対して、学校だけでなく、地域の避難所となるのであれば、何か起こった際のそういったものが整った校舎、施設もあっていいかなと思います。
教育政策課長	学校の施設は、有事の避難所に指定されることもあります。これまで蓄電設備等の設置に関する議論もありますが、財政的に難しいこともあります。また、防災設備については、財源が異なるので県庁の総務部等と連携しながら、検討していきたいと考えております。
和 泉 委 員	県立高校さんをいくつか見させていただいて、かなり古いなと正直感じておりましたので、計画を進めていただけたらと思います。その際に私も大学の改修工事や付属学校の改修工事などでプレハブ生活をしたこともあるのですが、中々それにかかった現場の先生方が対応等で、非常に労力がかかってまいりますので、業者さんができることは業者さんにさせていただくとか、現場の先生方の負担がないよう配慮をしていただきたいと思います。
教育政策課長	施設の整備にあたっては、現場の教員等に配慮しながら進めてまいります。
小 崎 委 員	一覧表があるのですが、全部見直しして、順番に進めていくのですか。
教育政策課長	資料にありますように、かなりの数があり、すべてやっていくのは難しいですが、基本的には計画に沿って進めていきます。ただ、利用の状況というか、あまり使っていない校舎等、いろいろありますので、その実態に応じて検討していきたいと考えています。
教 育 長	どこを改修していくのかという点も、再編計画とセットで考えていきたいと思います。
教 育 長	それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。続いて、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	資料112ページをご覧ください。 令和5年度教員採用候補者選考試験については、5月に発表予定の実施要項で詳細を示すことにしていますが、志願者に早期に情報提供するため、実施大綱を策定しましたので、その概要について御説明します。 まず、2の「選考区分、志願区分及び教科」ですが、選考区分については、「一般選考」「障害者を対象とした選考」、また、特別選考としてお示ししている6つの、合計8つの区分で実施します。志願区分と教科については御覧のとおりです。なお、各教科（科目等）の採用見込者数は、実施要項で示すこととしております。 3の「出願」については、大きな変更はありません。 次に、4の「受験資格」についてです。（1）の欠格条項については、御覧のとおりです。113 ページ（2）の受験年齢について

は、来年度から上限を引き上げることといたしました。（３）、（４）にも変更点がありますが、後ほど「主な変更点」のところでもとめてご説明します。

続いて、１１４ページ、５の「選考試験の試験項目」についてですが、過去２年間は感染症対策のための臨時的措置として、集団面接を実施していませんでしたが、来年度は実施する予定です。

１１５ページ、７の「実施要項の発表等」、８の「出願について」です。実施要項の発表は５月１１日を予定しており、出願方法については、今年度と同様に、インターネット（電子申請）による出願を原則としています。

１０の「選考試験の期日及び会場」につきまして、第一次試験の期日は、７月９日、１０日の２日間です。試験会場は、県内は御覧の３会場です。東京会場及び関西会場については、実施要項で示します。続いて１１６ページの第二次試験です。小学校については８月２０日から２３日までの４日間、小学校以外の志願区分については、８月２０日、２１日の２日間、御覧の県内４会場で実施します。

１１の「選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等」についてですが、二つ目の○に示すとおり、第二次試験の選考結果の発表は、１０月４日に行います。

続いて、１２の「主な変更点」を御覧ください。令和５年度採用選考試験につきましては、お示ししていますように、６項目あります。まず、１点目の＜受験年齢の上限の引上げ＞についてです。受験年齢の上限については、本県教員の年齢構成の平準化を図るという観点から今年度まで４９歳以下としていましたが、今後の年齢構成の推移等を鑑み、５９歳以下とすることとしました。次に、２点目の＜高等学校及び特別支援学校高等部の情報の出願要件の見直し＞、３点目の＜社会人特別選考（高等学校情報）における特別免許状の活用＞についてです。高等学校及び特別支援学校高等部の情報を志願する者は、これまで情報の普通免許状に加え、高等学校の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要でしたが、より多くの者が受験できるよう、情報の普通免許状のみでの受験を可能としました。また、社会人特別選考における高等学校の情報については、豊かな社会経験を通して得られた情報に関する専門的な知識や技能を学校現場で生かせるよう、県教委が行う教育職員検定により免許を授与することができる特別免許状制度を活用することを前提に、教員免許状がなくても受験できることとしました。次に４点目の＜スポーツ・芸術特別選考におけるスポーツ分野の対象種目の見直し＞、５点目の＜スポーツ・芸術特別選考における特別免許状の活用＞についてです。今年度、特別免許状が多様な専門性を持つ方々に積極的に授与されるよう国の指針が改訂されました。これを受け、スポーツ・芸術特別選考において特別免許状を活用することとし、併せてこうした専門性を採用される校種の学校の授業や部活動の指導において存分に発揮できるよう、種目を精選することとしました。次に６点目の＜選考に当たっての考慮事項の追加＞についてです。学校のＩＣＴ環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、子どもたちの可能性を広げる「やまぐちスマートスクール構想」の推進に向けて、ＩＣＴ活用能力を有する教員を採用できるよう、御覧の３つの試験に合格している者を考慮の対象に追加することとしました。以上の変更を行うことで、志願者の一層の確保に取り組むとともに、優れた人材の採用に努めたいと



	<p>考えています。</p> <p>最後に、これまで同様に、パンフレット及びポスターを作成し、大学等に配布するなどし、採用選考試験の周知に努める予定です。また、採用試験の出願期間である5月12日から31日までの間で、オンラインを中心とした説明会や個別相談会の開催を予定しています。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>情報に関する経験と知識をもっている人を採用していこうという方向だと思うのですが、採用して、継続して先生を続けられるかたちになるのですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>特別免許状を活用した採用につきましてはこれまでも昨年度も農業や工業、水産などがありますが、普通免許状をお持ちの方と同様に定年まで続けて頂けます。</p>
佐 野 委 員	<p>どうでも良いことなのですが、パンフレットを見させていただいて、表紙に出て頂いている方の笑顔が素晴らしいですが、どこの方でしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>これは情報を集めて、お願いしてやって頂いています。</p>
審 議 監	<p>名前までは覚えていないので後で聞いておきます。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、報告事項3について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>資料118ページをお開きください。「山口県教員育成指標」の一部改訂について御報告いたします。</p> <p>山口県教員育成指標は教育公務員特例法の改正により平成30年3月に策定され、学校現場や、教育委員会、そして大学の教員養成課程でも活用されてきました。それから4年が経過しましたが、情報社会の急速な進展や、全ての公立小・中・高等学校・総合支援学校等がコミュニティ・スクールを導入したことなど、県内の教育を取り巻く環境も大きく変わってきました。また、中央教育審議会の答申においても、教員育成指標においてICT活用指導力を明確化することや、学校における安全に関する教育、安全管理及び組織活動の充実が求められているところです。そこで、教員に求められる資質能力の向上を図るための目安である教員育成指標を、あらたな教育課題にも対応したものとなるよう見直し、教員養成等検討協議会での協議を経て一部改訂することとしました。</p> <p>今回の改訂の視点は主に2点あります。1点目は、指標の内容の見直しに当たって、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした地域連携教育や、充実したICT環境といった山口県の教育の強みを生かした取組の視点を加えることです。2点目は、「学校安全」について、安全に関する教育、安全管理及び組織活動に関する最新の課題を反映させるという点です。 実際の改訂版については、119ページから</p>

	<p>126ページに示したとおりです。下線部が今回見直した部分です。詳細は後ほど御覧ください。今後、3月中に関係機関に通知するとともに、県教委のWebページに掲載します。また、新年度の4月に各種の会議において説明するとともに、各学校においては、職員会議等において校長から周知を図ります。以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>時代のニーズに沿った山口県の特徴強みも含めて改訂されたということで、必要だと思いました。これは30年につくられたときに、大学のほうにもお声かけいただいて、大学の中でも協議させていただきながら、意見を述べさせていただいた記憶がございますが、今回も大学内で協議する認識でよろしいですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>教員養成等検討協議会、県内の教員養成課程を有する大学が集まって協議する場でございますけれども、その中で数回意見を交わしていく予定でございます。</p>
和 泉 委 員	<p>免許状更新講習が廃止ではなくて発展という事でまだ新しいものが具体化されていない感じですが、教員研修の構造化なども謳われているのでまた必要な情報も入れて頂きながら随時いいものに変えて頂けたらと思います。</p>
教 職 員 課 長	<p>この資料につきましては教員研修計画へ、やまぐち総合教育支援センターで反映させますし、また今後お話がありましたように国の方の免許更新講習等の発展的な解消を含め、中教審でも新たな教師の学びの姿の実現に向けた体制整備、教師に求められる資質能力の再定義といったことも考えられているところですので、そういった事もまた踏まえまして検討していこうと思います。</p>
佐 野 委 員	<p>山口県はコミュニティ・スクールを進めていかれてノウハウからだいぶ蓄積されていることですし、ICTについても公立学校100%の配付を行っており、かなりアドバンテージがあるのではないかと思いますので、先生方がこういった強みの部分を進めていったら良いと思います。まだなかなか使いこなせてない先生方も割といらっしゃるかなと思いますからその辺も底上げをしてほしいです。実はこの前ある人と話をしていて、山口県タブレットやコンピュータの普及率が100%でこれはすごいことですよという話をしたら、「うちの中学校休校だったけど点呼が終わったらすぐに終わっちゃったよ。」と、がっかりしたという話を聞きました。ICTを利用してこんなことしてみようというのを個別の先生方がしっかりと持っていただいている機会があればやって頂けるようにと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
小 崎 委 員	<p>この指標は普段はどのように使われているのですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>基本的にはひとつの指標ですから目安となる、こういったときにこうやっていってほしいというもので、ホームページに上げ、学校にも配られ先生方のところに届くようになります。先ほどお話ししましたが</p>

	やまぐち総合教育支援センターではこれを元に次の研修計画を策定します。また、採用時というところで大学の養成課程がここを目指してカリキュラムを考える、その目安にもなります。よって教員養成課程を有する大学も一緒に協議をして作り上げていきます。
小 崎 委 員	現場の先生方が指標を見て、ということですか。
教 職 員 課 長	例えば色々な面談をするときに管理職の方で助言をするときに示して活用を行っております。
小 崎 委 員	地域学校やコミスクなどもこんな感じですがけれども、アンケートの回答のところに「地域に協力してもらっている」という項目があるのですがそこが中々100%にならないので、低いところで80~90%で、実感されていない先生方もおられる現状から、ここに加わったことで先生方もより意識して取り組んでいただけるきっかけになるだろうなと思います。
教 育 長	今の先生方は必ず見えていますか。
教 職 員 課 長	基本的には、改訂しましたので4月の職員会議では全ての学校で周知するようにします。
教 育 長	それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。 続いて、報告事項4について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	お手元の資料128ページを御覧ください。報告事項4、「令和4年度山口県立学校職員採用候補者選考試験の選考結果」について、御報告します。はじめに、試験の概要についてです。129ページの《参考資料》を御覧ください。通信長について、1の表に示した採用見込者数と、5に示した試験の内容により、2月25日（金）に山口県庁で試験を実施しました。6にお示ししたとおり、3月11日（金）に採用候補者名簿登載予定者を発表し、受験者に選考結果を通知したところです。それでは128ページにお戻りください。通信長については、志願者2人のうち、1人が受験し、選考の結果、1人を採用候補者名簿の登載予定者としたところであり、倍率は1倍となりました。以上、御報告します。
教 育 長	ただいま教職員課から報告事項4について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
佐 野 委 員	受験倍率が低いのですがけれども、仕事に適応できる方が少ないなという感じはするのですがけれども、中々集まらないものですか。
教 職 員 課 長	船に乗るという事で民間の船に乗る場合もありまして、そういった方の方が色々な魅力がある場合がございます、こういった募集をかけておりますけれども集まらない状況ですが、色々な所で声をかけながら情報を出して、採用試験を行います。この度2人程募集がありましたけれども残念ながら1人辞退されましたけれども今後もこういう試験の場合は情報を出していこうと思います。

教 育 長	それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。  【次回の日程協議】 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回の教育委員会会議は、令和4年4月18日（月）午前9時を予定しております。よろしく申し上げます。